

申第18号「人事・賃金制度等」再申し入れ提出へ！

本部は、6月14日申第18号で「人事・賃金制度等について再申し入れ」を提出しました。

= 主な申し入れ内容について =

- 1・嘱託再雇用社員の基本給の見直しについて、全ての社員へ基本給は見直すべきである。嘱託再雇用社員の基本給を見直した理由を明らかにされたい。
- 2・都市手当、扶養手当について、これまで通り支払うべきである。乗務旅費についても同じ考えであるが、会社は乗務旅費の必要性が無くなったとするならば、乗務旅費に変わる新たな手当を新設されたい。
- 3・就業エリア限定制度について、福岡・佐賀地区は範囲が広大である。エリアを北九州地区・博多地区・佐賀地区に分割されたい。また、業務上やむをえず転出した社員に対して賃金を増額されたい。
- 4・評価制度について、評価基準を「見える化」されたい。昇進試験について、合格基準を明確化されたい。

申第18号の再申し入れについて

団体交渉日は7月6日(木)を予定しています！

- **基本給の見直しは全社員へ！**
- **今まで通り各種手当(都市手当等)を支給せよ！**
- **就業エリア限定制度(福岡・佐賀地区)エリアを分割せよ
賃金の減額反対！**
- **評価制度について評価基準の明確化を求める！**